令和３年第５回

箕面市農業委員会総会会議録

令和３年５月１８日（火）

箕面市農業委員会

１．開催日時　令和３年５月１８日（火）
　　午後１時３０分から午後１時５８分まで

２．出席委員（１３名）

１番　稲垣　惠一	２番　神代　繁近	３番　川上　加津子
４番　笹川　治久	７番　中井　徳治	９番　岸本　信夫
１１番　岡沢　聡	１２番　尾崎　孝	１３番　稲野　実
１４番　笹川　悦子	１５番　中西　利一	１９番　加藤　博一
２１番　中井　博幸		

３．欠席委員

５番　長澤　昇	６番　麻生　忠	８番　牧野　弘
１０番　坂本　豊廣	１６番　中村　孝三	１７番　長澤　均
１８番　中井　啓二	２０番　野口　康夫	

４．会議録署名委員　９番　岸本　信夫　１１番　岡沢　聡

５．出席事務局職員
　事務局長　本田　敦、局長代理　佐治　功、グループ長　松本　雅治
　参事　竹内　亜衣、美谷　一哉

６．議事日程

第３０号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件

第３１号議案　農用地利用集積計画の作成の件

第３２号議案　農用地利用集積計画の作成の件

報告第１８号　専決処理の報告の件（農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理）

報告第１９号　専決処理の報告の件（農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理）

報告第２０号　専決処理の報告の件（農地法第５条第１項第７号の規定による所有権移転届出受理

報告第２１号　事務処理の報告の件（農地改良願受理）

報告第２２号　事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理）

報告第２３号　農地等状況報告の件

令和３年第５回箕面市農業委員会総会

（開会　午後１時３０分）

議　　長　それでは、定刻になりましたので、ただ今から、「令和３年第５回箕面市農業委員会総会」を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律　第３２条に「総会及び部会の会議は、公開する」旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。

事　務　局　希望者はございません。

議　　長　次に、事務局より、本日の出席状況を報告いたします。

事　務　局　本日は、委員２１名中、出席委員は１３名、加えて、長澤昇委員、麻生委員、牧野委員、坂本委員、中村委員、長澤均委員、中井啓二委員、及び野口委員の８名から委任状の提出がございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議　　長　それでは、日程第１、「会議録署名委員指名の件」を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　委　員　（異議なし。）

議　　長　それでは、９番　岸本委員さん、１１番　岡沢委員さんにお願いします。

次に、日程第２、第３０号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました、第３０号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書１ページ、参考資料は１ページからでございます。

買取り申出する土地の表示は外院[redacted]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[redacted]平方メートルです。

主たる従事者は[redacted]、[redacted]氏で、申出をする者との関係は[redacted]となっています。

申出人の住所は[redacted]で、氏名は[redacted]氏、申出事由は死亡で、申出事由が生じた日は令和２年１０月１６日でございます。

以上、第３０号議案のご説明といたします。

議　　長　本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員　第３０号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[redacted]から[redacted]メートル行ったところにある農地です。

申請人の[redacted]氏は、[redacted]に、これらの生産緑地を耕作されていた[redacted]、[redacted]氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[redacted]氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに[redacted]氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして、問題ないものとして、承認することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　（異議なし。）

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に日程第３、第３１号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び日程第４、第３２号議案、農用地利用集積計画の作成の件の２件につきましては、関連いたしますので、一括して議題といたします。

本２件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました、第３１号議案及び第３２号議案の農用地利用集積計画の作成の件の２議案につきまして、利用権の設定を受ける者（借り手）が同一となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

本２件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは第３１号議案からご説明申し上げます。

議案書１ページ、参考資料は３ページからでございます。

申請地は上止々呂美[redacted]、地目は台帳は田、現況は畑、面積は[redacted]平方メートル、他３筆、合計４筆で、面積は合計[redacted]平方メートルです。

利用権の設定を受ける者は[redacted]、[redacted]氏、職業は[redacted]です。

利用権を設定する者は[redacted]、[redacted]氏、設定する利用権の種類は賃借権（解除条件付）、設定期間は令和３年６月１日から令和６年９月３０日までです。

次に第３２号議案についてご説明申し上げます。

議案書１ページ、参考資料は３ページからでございます。

申請地は上止々呂美[redacted]、地目は台帳は田、現況は畑、面積は[redacted]平方メートル、他１筆、合計２筆で、面積は合計[redacted]平方メートルです。

利用権の設定を受ける者は第３１号議案と同一で、利用権を設定する者は[redacted]、[redacted]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は令和３年６月１日から令和６年９月３０日までです。

以上、第３１号議案及び第３２号議案のご説明といたします。

議　　長　本２件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いします。

尾崎委員　第３１号議案と第３２号議案の２件につきまして、調査内容をご報告いたします。

まず、第３１号議案ですが、申請地の場所は[redacted]から[redacted]を[redacted]メートルほど[redacted]に進んだところの[redacted]側にある４筆の農地で、貸し手は[redacted]氏です。

そして第３２号議案ですが、申請地の場所は第３１号議案の[redacted]氏の農地の[redacted]側にある２筆の農地で、貸し手は[redacted]氏です。

現在、２件の申請地につきましては、借り手である[redacted]氏が利用権の設定を受け、耕作をしており、この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

牧氏におかれましては、現在、主に野菜を栽培されており、引き続き問題なく耕作をされるものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　　長　本２件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本２件につきまして、一括して採決を行いたいと思います。

本２件につきまして、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　委　員　（異議なし。）

議　　長　ご異議がないようでございますので、本２件につきまして、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

議　　長　次に報告案件に移ります。

報告第１８号から第２２号までの５件の質疑等につきましては、説明等の終了後、一括して行います。

それでは、日程第５、報告第１８号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました報告第１８号　専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書２ページ、参考資料は５ページからでございます。

届出地の所在は小野原西[redacted]、地目は台帳は田、現況は畑、面積は[redacted]平方メートルです。

届出人の住所は[redacted]、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]、転用目的は[redacted]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第３条の規定により、令和３年４月２６日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第１８号のご説明といたします。

議　　長　本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いします。

加藤委員　報告第１８号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、小野原公園を北へ約２０メートル行ったところの農地です。

届出人の[redacted]氏が共同住宅を建築されることから、４条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、[redacted]側・[redacted]側は[redacted]、[redacted]側・[redacted]側は

[redacted]となっており、汚水等は[redacted]側の公共下水道へ接続、雨水は[redacted]側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　　長　次に、日程第６、報告第１９号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました報告第１９号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書２ページ、参考資料は７ページからでございます。

届出地の所在は桜[redacted]、地目は台帳は畑、現況は雑種地、面積は[redacted]平方メートルです。

届出人の住所は[redacted]、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]、転用目的は野外駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第３条の規定により、令和３年４月３０日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第１９号のご説明といたします。

議　　長　本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井徳治委員　報告第１９号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は[redacted]を[redacted]へ約[redacted]メートル、[redacted]へ約[redacted]メートル行ったところの農地です。

届出人の[redacted]氏が野外駐車場を整備されることから、４条の転用届出をされたものです。

なお、届出地については、昭和５７年に[redacted]氏が相続された時点ですでに駐車場に転用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

周辺につきましては、[redacted]側・[redacted]側及び[redacted]側は[redacted]、[redacted]側は[redacted]となっており、雨水等は[redacted]側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　　長　次に、日程第７、報告第２０号、専決処理の報告の件、農地法第５条第１項第７号の規定による所有権移転届出受理を議

題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました、報告第２０号、専決処理の報告の件、農地法第５条第１項第７号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書２ページ、参考資料は９ページからでございます。

届出地の所在は坊島[redacted]、地目は台帳、現況ともに畑、面積は[redacted]平方メートル、他２筆、合計３筆で面積の合計は[redacted]平方メートルです。

譲受人の住所は[redacted]、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]です。譲渡人の住所は[redacted]、氏名は[redacted]氏、持ち分２分の１、他１名、転用目的は分譲宅地となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第３条の規定により、令和３年４月２３日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第２０号のご説明といたします。

議　　長　本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

岸本委員　報告第２０号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[redacted]を[redacted]へ約[redacted]メートル、[redacted]へ[redacted]メートル行ったところにある農地です。

譲渡人は[redacted]氏、他１名で、譲受人の[redacted]が分譲宅地として開発されるものです。

届出地の周辺につきましては、[redacted]側は[redacted]、[redacted]側は[redacted]、[redacted]側は[redacted]、[redacted]側は[redacted]となっており、汚水等は[redacted]側の公共下水道へ接続し、雨水は[redacted]側の道路側溝へ放流されることから、転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　　長　次に、日程第８、報告第２１号、事務処理の報告の件、農地改良願受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました、報告第２１号、事務処理の報告の件、農地改良願受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書３ページ、参考資料１１ページからでございます。

届出地は小野原西[redacted]、地目は台帳、現況ともに田、

面積は[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートルです。
届出人は[redacted]、[redacted]氏で、改良内容は農地管理のため、法面へのモルタル吹付工となっています。
具体的には自己農地の保全管理の一環として、法面に繁茂している竹の根が隣接宅地などに侵入することを防ぐため、農地の法面にモルタルを吹き付けるものです。
近接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本願出につきまして、令和３年５月７日に受理したものです。
以上、報告第２１号のご説明といたします。

議　　長　次に、日程第９、報告第２２号、事務処理の報告の件、農業用施設設置報告受理を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました報告第２２号、事務処理の報告の件、農業用施設設置報告受理につきましてご説明申し上げます。
議案書３ページ、参考資料１３ページからでございます。
報告地は外院[redacted]、地目は台帳は田、現況は畑、面積は[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートルです。
届出人は[redacted]、[redacted]氏、施設の概要は農業用倉庫です。
周辺につきましては、[redacted]側・[redacted]側は[redacted]、[redacted]側は[redacted]、[redacted]側は[redacted]となっており、近接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和３年３月３１日に受理したものです。
以上、報告第２２号のご説明といたします。

議　　長　それでは、報告第１８号から第２２号までの５件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

笹川治久委員　報告第２１号、事務処理の報告の件、農地改良願受理について、農地の法面等に何かする場合、常に届出が必要になるということでしょうか、それとも、程度の問題で何か面積要件等の明確な基準がありますか。

事　務　局　市としては面積要件等、明確な基準を定めてはおらず、いわゆる農地の形質を変更する際に届け出ていただくものになります。今回の場合であれば、法面をモルタルで埋めることから、形質変更にあたるとして、届出が必要と判断しました。本届出については、耕作者自身の耕作や近接農地の耕作に影響がな

く、自身の農地の保全管理の一環の形質変更として届出していただいたものであり、事務局としても、その点を確認の上、受理しているところです。

笹川治久委員　最近、法面にかなりの広範囲で防草シートを貼るようなケースが多く見られますが、そういった場合は農地改良にあたりますか。

事　務　局　防草シートについては、農地改良ではなく、基本的に問題はありません。

なかなか基準がつけにくいものではありますが、今回のケースのように事務局にご相談いただいた際に、それが形質変更にあたると判断した場合、届出を出していただくことになります。

笹川治久委員　わかりました。ありがとうございます。

議　　長　他に質疑ございますか。

ないようでございますので、次に、日程第１０、報告第２３号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。事務局から連絡事項はございますか。

事　務　局　（次回の日程について連絡）

議　　長　これをもちまして令和３年第５回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後１時５８分閉会）

上記は、令和３年第５回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、ここに署名押印する。

議　　長　稲垣恵一[redacted]

署名委員　岡沢聡[redacted]

署名委員　岸本信夫[redacted]